

大都市圏における県産食材販路拡大促進事業委託業務プロポーザル公募要領等  
に係る質問への回答

(令和4年2月15日現在)

【受付番号1】

質問項目	仕様書 1 ページ目
質問内容	<p>5 業務内容詳細 (1) 料理店と県産食材の県内取扱事業者をつなぐコーディネーターの設置 従事日数：首都圏は45日、関西圏は120日以上本事業に従事すること。 上記とありますが、従事日数の判断等はどのように行われるのでしょうか。</p> <p>① 勤務時間は●時から●時など、指定があるのか ② 勤務場所の指定があるのか ③ 首都圏と関西圏とはどの都道府県を指すのか ④ 本業務のKPIはどのように想定されているのか</p>
回答	<p>① 特に指定はありませんが、1日あたり8時間程度の勤務を想定しています。</p> <p>② 首都圏のコーディネーターは首都圏勤務、関西圏のコーディネーターは関西圏勤務とします。</p> <p>③ 首都圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県の区域をいいます。関西圏とは、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県の区域をいいます。</p> <p>④ 委託業務仕様書「5 業務内容詳細」に記載のとおり。 試食商談会や産地見学会、飛騨牛フェア、鮎フェアへの参加店舗の確保が業務目標となります。</p>